

# カスタムポリシーアップデート

(税関の重要な政策と最新動向)

2016年10月



## 税関が新たに「査察条例」実施弁法に関する法令様式を公表

「『中華人民共和国税関査察条例』実施弁法」(署令 230 号、以下「実施弁法」)が公布された後、税関総署は「税関総署 2016 年第 61 号」(以下「61 号公告」)を公布した。同公告は「実施弁法」で言及した「税関査察通知書」「税関査察用書類一覧表」「税関検査記録」などに関して新たに 13 種の法令様式を公布した。「実施弁法」が自主申告手続き、税関査察に対する民間仲介機構の導入、税関査察管轄権及び不適正行為に対する対処法などを明確にした。新たな「査察条例」の付属規定として、「実施弁法」と新たな法律書式は 2016 年 11 月 1 日から正式に実施される。

「実施弁法」に関する概要及び分析は、KPMG 中国が執筆した「チャイナタックスアラート」に記載されています。詳細は、[このリンク](#)をご参照ください。

## 国家税務総局、財政部及び税関総署が税関特殊監督管理区域に所在する企業に対して増価税一般納税者資格を付与

「対外貿易の回復・安定成長の促進に関する国務院の若干意見」(国発[2016]27 号)に基づき、国家税務総局、財政部及び税関総署は国家税務総局・財政部・税関総署公告 2016 年第 65 号」(以下「65 号公告」)を共同で公布し、一部の税関特殊監督管理区域に所在する企業に対し、増価税一般納税者資格を付与するパイロットプログラムを実施する。65 号公告によると、同プログラムの実施対象地域は、昆山総合保税区、蘇州工業園総合保税区、上海松江輸出加工区、河南鄭州輸出加工区、鄭州新鄭総合保税区、重慶西永総合保税区及び深セン塩田総合保税区である。

「65 号公告」に関する概要及び分析は、KPMG 中国が執筆した「チャイナタックスアラート」に記載されています。詳細は、[このリンク](#)をご参照ください。

## 税関が輸入貨物に対する自主申告・自主納税作業を実施

税関総署は、2016 年 10 月 29 日付けで「税金徴収管理方法の改革に係るパイロットプログラムの実施に関する公告」を公布し、輸入貨物に対して通関單を審査してから通関させるという従来の税関の通関手続の改革を実施した。

上述の公告に関する概要及び分析は、KPMG 中国が執筆した「チャイナタックスアラート」に記載されています。詳細は、[このリンク](#)をご参照ください。

## 税関が高級認証企業に対する奨励制度を実施

国家発展改革委員会、中国人民銀行及び税関総署など 40 政府機関は、2016 年 10 月 19 日付けで「税関が高級認証企業奨励制度の実施に関する共同覚書」を締結し、計 19 種類 49 項目の信用奨励措置を明確にした。税関は企業の信用格付分類に順じた通関手続きを実施する。高級認証企業の適用優遇には通関時の書類審査の簡素化、通関手続き優先、輸出入貨物に対するサンプリング調査実施などの複数項目の便利措置が含まれる。また、国内高級認証企業は、中国税間に輸出入申告を行なう際に上記の措置を適用するとともに、AEO 相互承認を実施している国又は地域においても同じく税関優遇措置が適用される。

## 税関が加工貿易業務審査の取消による業務実施上の問題を明確化

税関総署は、2016年10月9日付けで「税関総署公告第56号」を公布し、加工貿易業務審査の取消による業務実施上の問題を明確にした。同公告は、企業が主管税関に台帳(帳簿)の設立(変更)手続き、加工貿易国内販売管理の書類及び手続要件ならびに商務部が承認した対象商品の範囲及び移行期間内の税関監督管理問題を明確化した。

## 企業のクロスボーダー電子商取引輸入システムへのアクセスが可能

税関総署は、2016年10月12日付けで「企業がクロスボーダー電子商取引輸入統一版システムへのアクセスに関する事項の公告」を公布した。これは、企業自ら中国電子ポートホームページ([www.chinaport.gov.cn](http://www.chinaport.gov.cn))からクライアント用のソフトウェアをダウンロードして、輸入統一版システムの通関サービス・サブシステムに登録した後に入力、修正、申告或いは問合せをすることができる。また、税関総署は、企業のシステムアクセス基準を公布し、当該システムにおける通関書類の記載ガイドラインも提出した。

## 税関と企業の共同プラットフォームを本格稼動

税関総署は、2016年10月18日から中国電子港湾ウェブサイトの「税関と企業の共同プラットフォーム」を本格的に稼動させた。これは企業情報の検索、税関の業務案内、企業からの問合せ回答、政策法規の公表、企業から書類の提出、税関業務リマインダーなどの機能を備え、企業の税関業務の取り扱い及び問い合わせに利便性を与える。

## 税関が一部商品の分類の適用と廃止を実施

税関総署は、2016年10月20日付けで2016年第59号公告を公布し、一部の商品分類の適用及び廃止を行った。同公告は、スチレン・エチレン・ブチレン・スチレン・ブロック共重合体(SEBS)樹脂の商品分類が新規追加され、代わってスチレン・ブタジエン・スチレン・ブロック共重合体(水素を添加したもの)、スチレン系熱可塑性エラストマー(セプトン8004)及び螺旋状PC鋼線の商品分類が廃止となった。この商品分類決定事項は2016年11月1日から施行される。

## 「動物医薬品輸入通関單」の通関作業オンライン・ペーパーレス化を試行

税関総署は「税関総署・農業部による2016年第60号共同公告」を公布した。同公告により、農業部及び地方獣医行政管理部は2016年11月1日から、「動物医薬品監督管理証明書のオンライン審査システム」によって認証済み輸入事業者の「動物医薬品輸入通關單」におけるデータを税関に転送する。同公告は電子データの記入基準を規定している。試行期間において、従来通りに紙ベースの通關單が発行されるが、ペーパーレスで申告手続きを行う輸入事業者は紙ベースの通關單を提出する必要はない。

## 税関が税金徴収管理方法の改革パイロットプログラム実施を決定

税関総署が「税関総署2016年第62号公告」を公布し、2016年11月1日から税金徴収管理方法の改革パイロットプログラムが行なわれる。同プログラムには、主に輸出入企業の自主申告・納税及び税収要素に対する査定の後回しが含まれる。同プログラムの実施対象地域に所在する輸出入企業が、税関監督管理規定に違反した行為を自ら税関に書面で報告しつつ税関処分を受け容れた場合、税関は自主申告に該当すると判定した場合に、処罰を減免することができる。

## 各地域税関政策の最新動向

### 深圳税関が区域通關一体化の改革を推進

深セン税関は、2016年10月20日から深セン市管轄区域内における通關一体化を一層推進することを決定した。通關一体化の要件に満たすかつ実際に深セン市港湾において、輸出入される非保税貨物、保税物流貨物、速達便および郵便物は区域通關一体化制度又は快速通關措置が適用される。

### 大連税関が税關調査を支援する民間仲介機構の公開入札を実施

大連税関は、税關総署が公布した「税關調査への民間仲介機構導入に関する実務基準(試行)」ならびに大連税關規定に基づき、長興島税關管轄地域内に所在する企業に対する税關調査を行う予定である。当該調査には民間の仲介機構の関与を図っていることから民間仲介機構の導入政策が一層推進されたことが分かった。

## Contact us お問合せ先

### Northern China 華北地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子  
Partner パートナー  
Email: [naoko.hirasawa@kpmg.com](mailto:naoko.hirasawa@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(10\) 8508 7054](tel:+86(10)85087054)

### Central and Eastern China 華中・華東地域

Jie Xu 徐潔  
Partner パートナー  
Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

### Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚  
Partner パートナー  
Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(20\) 3813 1198](tel:+86(20)38131198)

**kpmg.com/cn**

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2016 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. © 2016 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.